

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

当社発行の前払式支払手段「Koei-Cash」は 2020 年 9 月 9 日をもってサービスを終了いたしました。

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内にお手続きくださいますようお願いいたします。

記

●払戻しを行う前払式支払手段の発行者

三菱UFJニコス株式会社

●払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

Koei-Cash

(三菱UFJニコス株式会社が株式会社コーエーテクモゲームスを通じ前払式支払手段を発行しています)

●払戻しの申出期間

2020 年 9 月 9 日 (水) ~ 12 月 9 日 (水)

※上記期間中に申出いただけない場合には、この払戻しのお手続きから除斥されますのでご注意ください。

●払戻しの申出の方法

Koei-Cash ウェブサイト (https://www.gamecity.ne.jp/shop/koei_cash/) へアクセス・ログインいただき、所定のフォーマットに必要事項をご入力ください。

●払戻しの方法

お客さまご指定の国内銀行口座へお振込いたします。

●本件に関するお問い合わせ先

株式会社コーエーテクモゲームス

GAMECITY 室長室 (総合お問い合わせ窓口)

https://www.gamecity.ne.jp/regist_c/mayor.htm

三菱 UFJ ニコス株式会社

2020年9月9日